

ご来場
特典!

「助成金を活用した業務改革」 オンライン相談に無料ご招待!!

経営者さまのこんなお悩みも

- ・ 業務を効率化し、コストを削減したい
- ・ オペレーションを改善し、業務品質を上げたい

助成金を活用してDXを推進すると

解消するだけでなく **会社が元気になります!**

- ・ 働きやすい環境整備で、従業員エンゲージメントが爆上がり
- ・ 新たな質のいい人材採用が可能になるなど、雇用が安定
- ・ 従業員のスキルアップなどによって、業績が向上

「助成金を活用した業務改革」オンライン無料相談ご招待

※個別相談（60分）のお時間で御社の
「働き方改革推進助成金」支給額を計算します

お申し込みはこちら **（お申込み期限11月11日）**

<https://docs.google.com/forms/d/1xICYrCSOqLIL2pQUIoBg0z9pW7ahSF4lZqvTlh7C0s/>



厚労省の「働き方改革推進支援助成金」

時間外労働時間の短縮や、年休の取得促進に
取り組んだ中小企業に最大730万円(※)を支給

(※同時に5%の賃上げをした場合の加算額を含む)

お問い合わせ：

高尾コーチング&コンサルティング 代表 高尾将嘉

Tel:070-5554-0990 E:mail n-takao@nifty.com

御社はこうなっていないませんか??

- ✓ 労務管理は**タイムカード**、給与計算は**エクセル**
→ **時間管理、給与計算が大変**🦋
- ✓ 就業規則を創業時のまま改訂していない
→ **育児・介護休暇の法改正に未対応**🦋
- ✓ 業務マニュアルがなく**作業が属人的**
→ **退職者の代わりに育成できない**🦋

• 「働き方改革推進支援助成金」の支給対象となる事業主：
労災保険適用事業者であり、交付申請時点で年5日の年次有給休暇を取得する就業規則を整備している中小企業事業主

• 支給対象となる取り組み：

労働者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、就業規則の変更、労務管理用のソフトウェアや機器の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、など

●御社の業務改革をご支援します●



高尾コーチング&コンサルティング 代表

高尾 将嘉 (たかお のぶよし)
(中小企業診断士、ITコーディネータ、
経済産業省認定 経営革新等支援機関)